

新宿区教育委員会会議録

平成26年第9回臨時会

平成26年11月27日

新宿区教育委員会

平成26年第9回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成26年11月27日(木)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時28分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 羽 原 清 雅 委 員 今 野 雅 裕
委 員 古 笛 恵 子 教 育 長 酒 井 敏 男

欠席者

委 員 松 尾 厚 委 員 菊 池 俊 之

説明のため出席した者の職氏名

次 長 中 澤 良 行 中 央 図 書 館 長 藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長 木 城 正 雄 教 育 指 導 課 長 横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長 遠 山 竜 多 学 校 運 営 課 長 山 本 誠 一
統 括 指 導 主 事 早 川 隆 之 統 括 指 導 主 事 小 林 力
統 括 指 導 主 事 長 井 満 敏

書記

教 育 調 整 課 高 橋 美 香 教 育 調 整 課 高 橋 和 孝
調 整 主 査 管 理 係

議事日程

議案

- 日程第 1 第 4 9 号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について
- 日程第 2 第 5 0 号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について
- 日程第 3 第 5 1 号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の
一部改正について
- 日程第 4 第 5 2 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 5 第 5 3 号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改
正する規則
- 日程第 6 第 5 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正
する規則
- 日程第 7 第 5 5 号議案 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正
する規則
- 日程第 8 第 5 6 号議案 平成 2 6 年度新宿区一般会計補正予算 (第 7 号) (案)に関
する意見について

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成26年新宿区教育委員会第9回臨時会を開会します。

本日の会議には松尾委員、菊池委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員によりしくお願いいたします。

◎ 第49号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について

◎ 第50号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎ 第51号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について

◎ 第52号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第53号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第56号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算(第7号)(案)に関する意見について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第49号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」、「日程第2 第50号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第51号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第52号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第5 第53号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、

「日程第7 第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第8 第56号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」を議題とします。

○教育長 「日程第8 第56号議案、平成26年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」は、平成26年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いいたします。

○羽原委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

第56号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 それでは、第49号議案から第55号議案までを審議した後、第56号議案を非公開により審議します。

では、第49号議案から第55号議案までの説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第49号議案から第55号議案を御説明いたしたいと思いますが、その説明の前に、今回の議案につきましては、全体的に26年度の特別区人事委員会勧告を受けたものが主なところとなっておりますので、その概要について簡単に御説明いたします。

地方公務員の給与につきましては、労働基本権との制約などを踏まえながら、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的として、給与勧告の制度が実施をされてございます。給与勧告については、地方公共団体の区域内の民間従業員の給与水準と均衡されることを基本として、各地方公共団体に設置された人事委員会、23区は合同して特別区人事委員会がございませけれども、その勧告を受けまして、その内容に基づいて、地方公共団体の職員の給与について条例を定めて決定しているものでございます。

今回、平成26年の特別区人事委員会の勧告がされまして、その概要については、まず、平成26年度の給与については、月例給の引き上げ改定がございませ。公民較差の均衡を図って、公民比較を行い、均衡を図り、今回は民間の給与が0.20%上回っていたということで、その分の月例給の引き上げを行うものでございませ。月例給の引き上げとしては、15年ぶりとなっております。

それから、特別給の引き上げ改定につきましては、こちらも民間給が0.25月上回っているということから、今回の特別給の引き上げとなっております。特別給の引き上げについて

は、7年ぶりとなっております。

それから、27年4月1日以降の給与について、こちらは民間の比較というよりも、国と地方公共団体の制度上の均衡を図るといったところで、本給と手当の配分のあり方や、給料と連動する給与制度の影響等を考慮した結果、見直すことが適当とされまして、特別区における地域手当の支給割合を18%から20%に引き上げるものでございます。その分、給料月額については、地域手当の引き上げ分と同率程度引き下げることによってございます。それらの影響については、試算ではございますが、職員の平均年間の給与については、約11万8,000円をふえるということが見込まれてございます。また、地域手当の支給割合の引き上げと給料月額の引き下げの割合は同率程度となっていることから、大きな変動はないといったところではございますが、退職手当等については、算定根拠に地域手当を含んでいないといったことから、給料月額の引き下げの影響を受けて、支給額が減額されるといったような内容での勧告となっております。

それでは、お手元の資料の議案概要をごらんください。

第49号議案、「新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」でございます。地域手当の支給割合の引き上げと併せて行う給料月額の引き下げによる影響を踏まえまして、退職手当の調整額のポイントを改めるものでございます。退職手当の調整額のポイント、単価は1,000円でございますが、表のとおり、部長から、1号から7号まで、現行から改正後の表のとおり、記載のと通りの改正を行うものでございまして、施行期日は27年4月1日でございます。

第49号議案の議案をごらんください。提案理由は、新宿区職員の退職手当の改定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

その次に、新旧対照表がございまして、下線部のところの改正となっております。

それでは、また議案概要のほうにお戻りいただいて、第50号議案、「新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございます。新宿区特別職報酬等審議会の区長等の給料の改定の答申に準じて、教育委員会の委員の報酬を改定するものでございます。特別区の人事委員会勧告の公民較差0.2%相当分を引き上げるものでございまして、委員長については30万7,000円、委員長職務代理者については26万1,000円、その他の委員については24万6,000円となるものでございます。施行期日は27年1月1日でございます。

議案をごらんください。提案理由については、新宿区教育委員会の委員の報酬の額を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表については、記載のとおり、先ほどの説明のとおり改正するものでございます。

次に、また議案概要にお戻りいただいて、第51号議案でございます。「新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について」でございます。第50号議案と同じく、新宿区特別職報酬等審議会の区長等の給料の改定の答申に準じて、教育長の給料を改定するものでございます。特別区人事委員会勧告の公民較差の0.2%相当分を引き上げるものでございまして、79万3,000円となります。施行期日は27年1月1日でございます。

議案のほうをごらんいただきまして、提案理由については、新宿区教育委員会教育長の給料の額を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表については、下線部の部分のように改正するものでございます。

また議案概要にお戻りいただきまして、第52号議案、「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。特別区人事委員会の勧告を受けまして、幼稚園教育職員の給与を改定するものでございます。改正内容1として、給料表の改定でございます。公民較差の解消を図るための給料月額を引き上げるものでございます。

裏面にまいりまして、2として、勤勉手当の支給月数の改定でございます。期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、3.95月から0.25月引き上げをして、4.20月といたしまして、勤勉手当に割り振るものでございます。

それから、3として、地域手当の支給割合の改定等でございます。地域手当の支給割合の限度につきまして、現行18%から2%引き上げまして、20%とするとともに、併せて給料月額を同率程度引き下げる。ただし、国家公務員の初任給との均衡や人材確保の観点から、大卒初任給までの号給等については引き下げは行わず、これらの号給付近の号給等については引き下げを緩和するものでございます。

それから、4として、管理職特別勤務手当の支給対象の拡大でございます。管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合には、この管理職員特別勤務手当を支給するものでございます。施行期日については、記載のとおりでございます。

第52号議案のほうを見ていただきまして、提案理由につきましては、新宿区幼稚園教育職

員の給与を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表でございます。下線部のところ、勤勉手当については0.25月、再任用職員の勤勉手当としては0.10月ふえるものとなっております。それから、下のほうの4月1日適用については、地域手当のパーセントの引き上げ、また新旧対照表の裏面のほうにまいりまして、管理職員特別勤務手当の条項の改正となっております。また、右側のほうにまいりまして、27年4月1日適用の勤勉手当については、先ほどの26年の当該年度の1回での支給でのパーセントの引き上げではなくて、27年度は6月期、12月期でございますので、その分割り振って、26年度の改正した内容をまた半分減額をするといったものでございます。また、附則等につきましては、施行期日等を定めたものとなっております。

給料表については、別紙1が現行の、今現在のものがございます。それから、別紙2につきましては、26年4月1日の適用で、民間較差を反映したものとなっております。それから、別紙3につきましては、27年4月1日からの適用でございまして、民間給与を反映し、またその地域手当の2%増の部分との兼ね合いで減額になっている給料表といったものとなっております。

それでは、恐縮ですが、また議案概要にお戻りいただければと思います。第53号議案から第55号議案まで、こちらは規則の改正となっております。

「第53号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらでも特別区人事委員会の勧告を受けまして、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定することに伴い管理職手当の額を改定するものがございます。平成27年4月1日から適用される給与改定により、園長に係る管理職手当の額が給与改定後の4級の最高号給の給料月額100分の20を超えることになるため、規則別表で定める管理職手当の額を改定するものがございます。金額については、記載のとおりでございます。算定式、また管理職手当の額についても、記載のとおりとなっております。

こちらについては成立要件がございます。この議案に基づく新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正は、平成26年第4回区議会定例会において、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が原案どおり可決され、かつ、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第3項の承認、人事委員会の承認になりますが、この承認を得たときに成立するものとなっております。施行期日については、27年4月1日からでございます。

議案のほうをごらんいただきまして、提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の管

理職手当の額を改定する必要があるためでございます。

2枚めくっていただいて、新旧対照表につきましては、金額、下線部分の改正といったものでございます。

それでは、また議案概要にお戻りいただきまして、「第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。特別区人事委員会の勧告を受けまして、幼稚園教育職員の給与を改定することに伴い勤勉手当の支給月数を改定するものでございます。1として、第1条による改正で、勤勉手当の年間の支給月数を0.25月。それから、2として、第2条による改正で、上記1の引き上げ分を、6月期及び12月期に振り分けることから、勤勉手当の支給割合を引き下げるといったものでございまして、公布の日からの施行と27年4月1日からの施行と、2段階となっております。

こちらにも成立要件がございます。基本的には、第53号議案と同内容となっているところでございます。

議案を見ていただきますと、提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定する必要があるためでございます。

新旧対照表をごらんいただきますと、勤勉手当の支給割合について0.25月、それから、再任用については0.10月を上乗せ、増額するものでございます。27年4月1日以降については、また半分減額をするといったものでございます。

では、また議案概要にお戻りいただきまして、「第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらにも同様に、人事委員会の勧告を受けまして、給与を改定することに伴って地域手当の支給割合を改定するものでございます。国及び他の地方公共団体との制度上の均衡を図り、本給と手当との配分のあり方や給料と連動する給与制度への影響等を考慮し、地域手当の支給割合を見直すものでございます。現行18%を、改正後20%とするものでございます。

成立要件については、53号及び54号議案と同内容となっているところでございます。

議案を見ていただきまして、提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の地域手当の支給割合を改定する必要があるためでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表ですが、下線部の部分を改正するものとなっております。

以上、第49号議案から第55号議案までの説明を終了します。よろしくお願いたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。第49号議案について、御意見、御質問がありましたら、

どうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 これは、人事委員会勧告等によるものなので、特に御意見も、特にないということ
ことで、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第49号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第49号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第50号議案について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 よろしいですか。御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第50号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第50号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第51号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第51号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第51号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第52号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特にありませんでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第52号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第52号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第53号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特にございませぬようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第53号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第53号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第54号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特にございませでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第54号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第54号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第55号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特にありませんようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第55号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第55号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第8 第56号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」を非公開により審議いたします。

恐縮ですが、傍聴人の方は、議場より退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 3時24分非公開

○羽原委員長 傍聴人の方どうぞ。

〔傍聴人着席〕

○羽原委員長 以上で、本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から何かございますか。

○教育調整課長 ございません。

◎ 閉 会

○羽原委員長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時28分閉会